平成２３年（フ）第７８４９号
埼玉県草加市北谷３丁目11―12　ＳＴハイツⅡ―202
債務者　矢崎　勇也
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８９６号
東京都豊島区池袋３丁目14―10―302
債務者　戸川　裕子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９０８号
東京都葛飾区柴又５丁目12―29―401
債務者　前島　智一
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９１１号
埼玉県熊谷市桜町２丁目６－５
債務者　濱島　一明
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９１３号
千葉県船橋市田喜野井４丁目29―８―303
債務者　藤山　ゆみ（旧姓八島）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９１７号
千葉県市川市新井１丁目25―７
債務者　齊藤美佐子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９２３号
埼玉県入間市大字上藤沢671―３―207
債務者　島村久美子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９２４号
東京都昭島市中神町1282　都営中神第２アパート６棟304号
債務者　乙坂　郁恵
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９３０号
東京都足立区南花畑３丁目14―13―201
債務者　近藤　優子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９３１号
東京都葛飾区東金町４丁目19―７
債務者　松丸　弥生
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９３２号
東京都練馬区石神井町６丁目７－２―308
債務者　富田　潤一
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９３３号
東京都西東京市東伏見５丁目３－８　第１並木荘105号
債務者　内田　政雄
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９４３号
東京都足立区伊興本町１丁目13―５―408
債務者　室井　宏之
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９４４号
東京都墨田区東駒形１丁目９－９―303
債務者　屋代　恵子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９５４号
東京都足立区千住元町16―15
債務者　上田　　肆
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９５７号
東京都練馬区平和台１丁目23―19　メゾン金子１－Ｅ
債務者　小松　　孝
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９５８号
東京都練馬区平和台１丁目23―19　メゾン金子１－Ｅ
債務者　小松みのり
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時　東京地方裁判所民事第20部